

大和市告示第145号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を本市総務部市民税課に保管し、送達を受けるべき者から請求があれば交付する。

令和8年9月1日

大和市長 古谷田



1 送達すべき書類

令和8年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書

2 前項に掲げる書類の送達を受けるべき者の氏名

三本松 俊夫